

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年4月19日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

本件は、下記(1)ア及びイの工事について、一括して入札し、契約しようとするものである。

(1) 工事件名

ア 鳥羽処理区大原系統大原（その16）公共下水道工事

イ 大原簡易水道配水管移設（その9）工事

(2) 工事場所

ア 京都市左京区大原小出石町他 地内

イ 京都市左京区大原小出石町 地内

(3) 工事概要

ア (1)アの工事

(ア) 円形管布設工

a 硬質塩化ビニル管 150ミリメートル L = 1,468.5メートル

b ポリエチレン管 75ミリメートル L = 105.0メートル

c ポリエチレン管 150ミリメートル（アラミドがい装）
L = 98.5メートル

d ポリエチレン管 75ミリメートル（アラミドがい装）
L = 20.0メートル

(イ) 組立マンホール築造工

a 第1号（コンクリート製） 36箇所

b 第1号（レジンコンクリート製） 1箇所

c 小型（コンクリート製） 300ミリメートル 14箇所

d 特殊（樹脂製） 850ミリメートル 2箇所

(ウ) 宅地内排水ポンプ設置工 5箇所

(エ) 付帯工 一式

イ (1)イの工事

(ア) 新設管布設工(開削工法)

- | | | |
|-----------|-----------|---------------|
| a ポリエチレン管 | 150ミリメートル | L = 280.8メートル |
| b ポリエチレン管 | 100ミリメートル | L = 309.0メートル |
| c ポリエチレン管 | 75ミリメートル | L = 128.7メートル |
| d ポリエチレン管 | 25ミリメートル | L = 36.9メートル |

(イ) 仮設配管布設工(開削工法)

ポリエチレン管 75ミリメートル L = 589.9メートル

(ウ) 既設管撤去工(開削工法)

- | | | |
|------------|----------|---------------|
| a ダクタイル鋳鉄管 | 75ミリメートル | L = 581.2メートル |
| b 硬質塩化ビニル管 | 20ミリメートル | L = 183.7メートル |

(I) 付帯工 一式

(4) 工期

ア 契約の日から平成26年3月14日まで

イ 契約の日から平成26年12月26日まで

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に「工事」登載されていること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、平成24年度競争入札参加有資格者格付（土木工事）において、Bの等級に格付けされていること。
- (3) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から一般競争入札参加資格の確認までの期間において要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 建設業法に基づく監理技術者（監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を専任で1名配置し得ること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、他の工事に技術者として配置されていないこと。実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものと

して本市の承認を受けた場合を除き，認めないものとする。

(5) 本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において，以下のいずれにも該当しないこと。

ア 京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し，低入札価格調査を経て契約したことにより，新たな入札への参加を制限されている場合

イ 契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）において，低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合

ただし，低入札調査基準価格を事前公表しない案件において，調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く

ウ 契約課が平成24年6月1日以降に公告した同一等級対象の一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同一等級対象の入札を含む。以下同じ。）において，以下の(ア)から(ウ)のいずれかに該当することにより，年間（6月1日から5月31日までとする。）における新たな入札への参加を制限されている場合

(ア) 既に2件落札している場合

(イ) 既に1件落札している場合で，本件入札以外の落札決定に至らない案件について，入札参加申請をしている場合

(ウ) 1件も落札していない場合で，本件入札以外の落札決定に至らない案件について，2件以上の入札参加申請をしている場合

なお，(イ)及び(ウ)においては，入札参加資格確認申請書の提出の日に関わらず，入札参加資格確認の日（ただし，事後確認型一般競争入札にあっては，入札期間の初日）を入札参加申請日とみなす。

エ 上記ウ(イ)及び(ウ)の本件入札以外の落札決定に至らない案件と，本件入札の開札日が同日である場合には，その者の行った入札を全て無効とする。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が，次の各号のいずれかの関係に該当する場合は，そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成25年4月25日（木）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局のホームページからダウンロードすることもできる。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(4)に掲げる条件に関する書類

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成25年4月25日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成25年5月8日（水）に3(1)において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとし、設計図書等については、平成25年5月15日（水）までに株式会社中央精器（京都市下京区鳥丸五条下る大坂町396番地 第3キヨートビル 電話075-871-8400）において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）この参加資格の確認の通知日から平成25年5月15日（水）までの期間に設計図書等を購入しなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができない。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成25年5月10日（金）午後5時までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成25年5月14日(火)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、市長は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 落札決定の日時までの間に規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までの間に、2に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、契約課が実施した当該種目における一般競争入札（本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

オ ア、イ及びウに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

カ その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成25年5月24日(金)午前11時00分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法等

(1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施する。

(2) 入札者は、(1)で投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。
- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載する。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
当該入札者が2者以上あるときは、抽選によって落札者を決定する。

8 入札の無効

規則第6条の2各号（第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号を除く。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 積算内訳書の提出
 - ア 入札参加者は、入札書を投函する際に入札金額に対応する積算内訳書を提出すること。
 - イ 積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載し登録印を押印すること。
 - ウ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。
 - エ 積算内訳書は、入札の参加条件として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 1(1)ア、イ共に納付を要する。
- (6) 前払金

請負代金の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、契約時に部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできないこととする。

- (7) 中間前払金又は部分払 契約時選択
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。
- (10) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）
- (11) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

(上下水道局総務部用度課)